

石山・芸術の森地域 芸術の森部会 ニュース

石山・芸術の森地域では、平成26年度に「石山・芸術の森地域学校規模適正化検討委員会」を設置し、それ以降、地域の4小学校を対象に学校規模適正化についての検討を進めてきました。また、平成27年度からは「石山部会（石山小学校・石山南小学校）」と「芸術の森部会（常盤小学校・石山東小学校）」に分かれて、より具体的な検討を進めています。

～ このニュースはまちづくりセンターや児童会館、学校でも配布しています ～

石山・芸術の森地域学校規模適正化検討委員会「芸術の森部会」は、今回（第17回）をもって閉会いたしました。

今後、芸術の森小学校開校に関する事項は「学校」を中心とした諸団体で、跡活用に関することは「芸術の森地区連合会」と札幌市で、検討を進めます。

第17回芸術の森部会 について

令和元年12月11日（水曜日）午後6時から、石山東小学校で第17回芸術の森部会を開催し、今後の検討体制について検討を行いました。

学校設置条例の改正 について（報告）

令和元年8月7日に佐久間部会長から教育長へ新設校の校名に関する意見書が提出されました。その後、教育委員会会議を経て、同年10月2日開催の札幌市議会において、新設校の校名を「札幌市立芸術の森小学校」とする条例改正案が可決されました。

通学設備に関する 要望書の提出について （報告）

第16回部会でとりまとめた、芸術の森小学校の通学設備に関する要望書について、以下のとおり提出されました。

■ 南区（土木部）に対する要望書

- ・令和元年9月20日に、新設校前歩道への車止め柵設置について要望書を提出
- ・設置に向け、予算を要求中。年度末の札幌市議会により最終判断
- ・予算措置がされた場合は、令和2年度中に工事を実施予定

■ 北海道警察札幌方面南警察署に対する要望書

- ・令和元年9月20日に、新設校付近の信号機の設置や定周期化、横断歩道の新設や速度規制について要望書を提出
- ・南警察署内において、北海道警察本部への上申作業中
- ・開校準備を考慮し、令和元年度内に回答できるよう準備中



■ その他案件について

○ 新設校前の大型車両の通行について

- ・事務局が令和元年 10 月 17 日に札幌地区トラック協会を再訪問し、協議
- ・細心の注意を払って運行していく旨と、開校前の協会員への状況周知へご協力いただくことを約束
- ・教育委員会で開校や通学路、道路状況などについて周知するチラシや啓発文を作成し、開校前に協会へ提供

○ バス通学について

- ・令和元年 10 月 11 日に教育長から北海道中央バス株式会社へ協力依頼文を提出
- ・芸術の森小学校の日課が決定次第、詳細な協議開始を改めて約束

以上の要望等については、結果や進捗が判明次第、随時教育委員会から学校及びスクールゾーン実行委員会などにお知らせします。

地域の皆さまから 寄せられた意見（報告）

令和元年 9 月に開催した第 16 回芸術の森部会以降に、地域の皆さまから寄せられたご意見等について、事務局から 1 件の報告がありました。

<芸術の森小学校の通学路について>

- 国道 453 号線にある「ときわいちじょうばし（常盤一号橋）」の歩道にガードレールを設置してほしい。
- この橋の歩道は、非常に幅が狭いのに、交通量が多いうえカーブになっている。大人でさえ、歩いていると車の通る勢いに恐怖を感じる。一度歩いて体感してほしい。

（令和元年 10 月 11 日 FAX）

（事務局回答）

事務局としても課題意識はあり、数年前から何度も通行し、所管である北海道開発局札幌道路事務所と協議を重ねてきました。

開発局からはガードレール設置により歩道幅がさらに狭くなること、除雪の機械が入れなくなることから、ガードレールの設置が困難である旨回答をいただいています。新設校前の歩道同様、冬期間取り外せるような車止め柵の設置についても伺いましたが、取外し式の車止め柵は地中に基礎を埋込む必要があり、橋という構造上困難である旨の回答をいただきました。

今後は通学する児童に対して指導を徹底するなど、ソフト面での対応を進めていきたいと考えています。

今後の検討体制について

今後の各種議題の検討体制について事務局より下記の説明がありました。

■ 前回部会での決定事項

地域意見を踏まえて検討体制を決定する。今後は検討事項ごとに、以下のように検討する。早ければ、第17回をもって芸術の森部会を閉会し、それぞれの検討体制へ移行する。

① 新設校開校に関すること

学校を中心に各諸団体と検討・準備

② 常盤小・石山東小の跡活用に関すること

芸術の森地区連合会と札幌市で「芸術の森地区学校跡活用検討会議（仮称）」を開催

■ 地域意見聴取結果

前回部会以降、事務局及びまちづくりセンターに、検討体制に関するご意見は届かなかった。

■ 部会閉会後の情報周知について

- ・芸術の森小学校開校までの間、子どもたちの交流の様子や、新設校の校章・校歌・学校目標などのソフト面、校舎の工事の様子や通学設備に関する要望書の結果などのハード面について、教育委員会が「開校準備だより」を作成・発行する。
- ・現行ニュースと変わらず、常盤小学校・石山東小学校の全保護者に配布するほか、町内会での回覧、児童会館や幼稚園・保育所・南区役所にて配布・配架を行う。
- ・跡活用の検討については、現在のニュースと同様の広報紙を作成する。

◆委員から寄せられた意見など

- 前回検討したとおり、今回（第17回）をもって芸術の森部会を閉会し、新設校開校・跡活用について、それぞれ検討を進めていく。

常盤小・石山東小の跡活用について

まちづくり政策局地域計画課から、前回質問のあった用途地域について、以下のとおり説明がありました。

■ 用途地域とは

土地には、建設できるものの制限があり、建物の用途や面積などが決まっている。

常盤小学校及び石山東小学校の用途地域は次ページのとおり。

<常盤小学校>

敷地の大部分が第一種低層住居専用地域、国道付近の一部が第一種住居地域となっている。

敷地全体の半分を超える割合の用途地域を採用するため、第一種低層住居専用地域として扱われる。

用途地域に合わせて土地を分筆する場合はその限りではないが、現状では建物がまたがっているため、更地にする必要がある。

<石山東小学校>

敷地すべてが第一種低層住居専用地域となっている。

■ 第一種低層住居専用地域に建てられる用途

住宅系、教育施設関係（大学・専門学校を除く）、診療所、保育所、老人ホーム、身体障がい者福祉ホームなどの用途で建物を建設することができる。

これまでは地域要望を広く把握するため、細かな制約等に関する説明を控えたが、今後はこういった現実的なことも含め、「芸術の森地区学校跡活用検討会議（仮称）」で検討していきたい。

教育委員会から

芸術の森地区では、平成26年度からの「石山・芸術の森地域学校規模適正化検討委員会」、平成27年度からの「芸術の森部会」を経て、これまで6年に渡り真摯な検討を重ねていただきました。

この間、メールや電話、ファックスやお手紙などで芸術の森地区のたくさんの方々よりご意見を頂戴いたしました。心よりお礼申し上げます。また、ご多忙のなか、部会にご出席いただき、検討を重ねていただいた部会委員の皆様には厚く御礼申し上げます。

このご検討により、令和3年4月には「芸術の森小学校」が開校します。教育委員会では、より良い学校として開校できるよう、学校と協力をしながら開校に向けて準備を進めてまいります。

保護者の皆様、地域の皆様におかれましては、芸術の森小学校開校に向けて引き続きご理解とご協力、子どもたちへの温かなご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

■ ご意見・ご質問は、下記の検討委員会事務局までお寄せください ■

■ 学校規模の適正化に関すること

札幌市教育委員会 生涯学習部 学校施設課（学校規模適正化担当）

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 S T V北2条ビル5階

TEL：011-211-3836 FAX：011-211-3837 E-mail：gakkokibo@city.sapporo.jp

■ 跡活用に関すること

札幌市まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課（調整担当）

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階

TEL：011-211-2545 FAX：011-218-5113 E-mail：toshikeikaku@city.sapporo.jp

※ 当ニュースは、札幌市教育委員会のホームページにも掲載しています。

ホームページ <https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/tekisei/torikumijoukyou.html>

※ 「開校準備だより」も上記ホームページに掲載予定です。ぜひご覧ください。